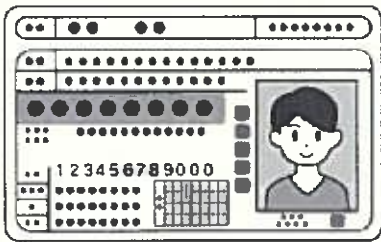


電動キックボードの運転には 運転免許とナンバー プレートが必要です!



使用するにあたり義務付けられていること



運転免許証の携帯



ヘルメットの着用

(一部のシェアリングサービスの電動キックボードでは、着用が任意となっています)



歩道は通行禁止
車道の左側を通行



ブレーキ、前照灯、
バックミラー等が法令に適合



ナンバープレートの取付



自賠責保険(共済)の加入



飲酒運転、放置禁止

都内で 電動キックボードの 事故が増えています!

都内では、電動キックボードが絡む事故が令和2年は3件(統計を取り始めた6月以降の件数)であったものが、令和3年には68件と急増しています。

現在、個人で購入できる公道走行が可能な電動キックボードは、「原動機付自転車」扱いとなります。電動キックボードを使用する際は、交通ルール・マナーを守り、安全運転を心がけましょう。